

9

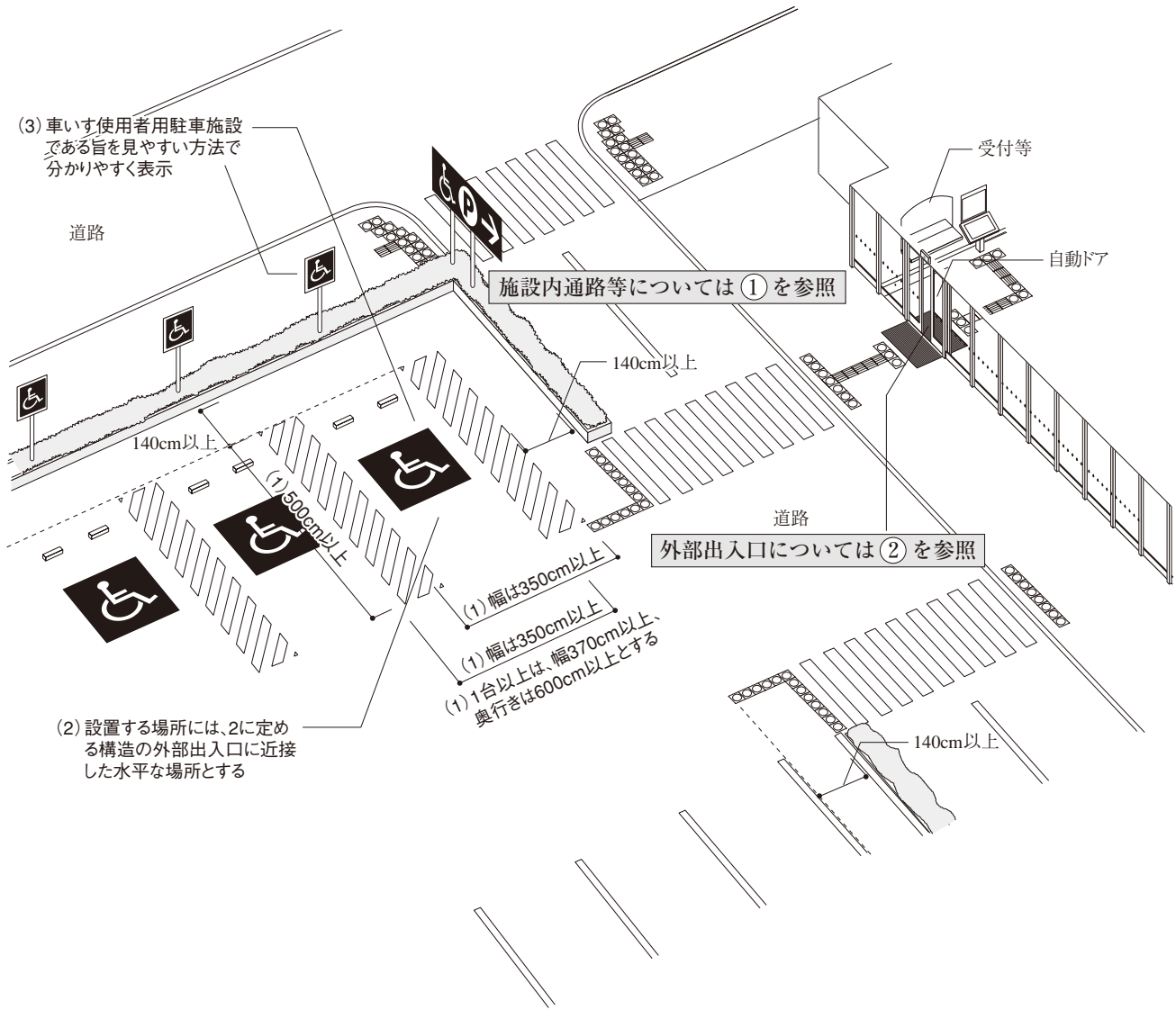
駐車場

整備の基本的な考え方

- 車いす使用者等が利用できる駐車施設の確保は大変重要である。
- 車いす使用者等が利用できる駐車施設は主要な出入口に最も近い場所に設ける。
- 施設の用途・規模によっては、多くの車いす使用者が同時に複数の駐車施設を利用することを想定してできるかぎり多くの駐車施設を確保する。
- 車いす使用者が利用できる駐車施設表示は道路からも容易に視認できるよう配慮する。

	整備基準	解説	望ましい水準
	別表第1の1から4まで、7(用途面積が1,000㎡以上の施設に限る。)、8((1)から(5)までの施設及び用途面積が500㎡以上の(7)から(17)までの施設に限る。)、10、11((1)から(7)までの施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、駐車台数が100台以下のものにあつては1以上の、100台を超えるものにあつては駐車台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の主として車いす使用者の利用しやすい駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けることとし、2に定める構造の外部出入口に至る通路のうち、1以上の通路は、1に定める構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●「駐車場」には、施設に付属する駐車場、路外駐車場の双方が含まれる。 ●台数計算において小数が生じた場合は、整数に切り上げて得た台数以上を整備することになる。 ●必要に応じて、車止めを適切に処置すること。 ●「別表第1の1から4まで、7(用途面積が1,000㎡以上の施設に限る。)、8((1)から(5)までの施設及び用途面積が500㎡以上の(7)から(17)までの施設に限る。)、10、11((1)から(7)までの施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設」 <ol style="list-style-type: none"> ①官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、用途面積1,000㎡以上の宿泊施設、金融機関の店舗、ガス事業者営業所、電気事業者営業所、電気通信事業者営業所、冠婚葬祭施設 ②用途面積500㎡以上の調剤薬局、物品販売店舗(コンビニエンスストア、調剤薬局を除く。)、飲食店、理容所、質屋、クリーニング所、宅地建物取引業事務所、旅行業営業所、美容所、貸衣装屋 ③事務所、地下街等、公衆便所、公衆浴場、劇場等、路外駐車場、展示場、体育館等、複合施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○発券所等は、曲がり角や斜路部分に設けないように計画するなど、障害者等が円滑に利用できるよう配慮すること。 ○2台分以上のスペースを並べて設けること。 ○見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設けること。 ○雨の日でも濡れずに利用できるような上屋を設けること。 ○車いす使用者用駐車施設を次のとおり設けること。 200台以下→1/50以上。 200台超→(1/100+2)以上。 ○すべての公共的施設においては、9の項に定める駐車場を設けること。
(1) 駐車施設	幅は350cm以上、奥行きは500cm以上とし、1以上の施設は、幅は370cm以上、奥行きは600cm以上とすること。	●標準駐車施設は、通常250cm以上×500cm以上である。	○車いす使用者用駐車施設には、乗降用スペースを両側に設けること。
(2) 設置位置	設置する場所は、2に定める構造の外部出入口に近接した水平な場所とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●他の自動車との動線と車いす使用者用駐車施設からの動線の交差を避け、駐車施設はできるだけ出入口に近い位置に設ける。 ●車いすと自動車の座席との乗り移りの際に、車いす使用者が体勢を安定でき、車いすが自走しないように傾斜した場所には設けないこと。 	
(3) 表示	車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で分かりやすく表示すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●表示は、駐車施設内の路面だけでなく、立て看板等により分かりやすい方法で表示すること。 ●道又は空地から駐車場へ通ずる出入口には、原則として、車いす使用者用駐車施設がある旨を表示し、特に駐車施設が多数あり、複数の場所にわたる大規模な駐車場にあつては、当該出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路について誘導のための表示を行うこと。 	

□ 駐車場の整備例



● 車いす使用者用駐車施設への誘導サイン例



● 車いす使用者用駐車施設寸法の考え方

